

漢字とその訓読みとの対応の歴史的変遷

芮真慧 (中国遼寧大学外国語学院日本語学科)

Historical Changes of the Correspondence between Kanji Characters and their Readings

Zhenhui Rui (The Japanese Department of College of Foreign Studies of Liaoning University)

要旨

中国における日本漢字研究を見てみると、音読み或いは国字に関する研究が多く、訓読みに関する研究はほとんどない。そこで、本研究は現在一般に行われている漢字とその訓読みの対応関係がどのように出来上がったのかを考察し、言語情報学的な研究手法を用いて考察することで、その歴史的変遷を明らかにする。平安時代を中心に各時代における資料を介して「常用漢字表」(1981)を基準に一般の社会生活で最もよく使われる漢字とその訓読みを調査範囲としてその歴史的変遷を調べた結果、平安時代、室町時代、江戸時代、明治時代以降において、それぞれ常用字と常用訓というものがあり、時代により多少の相違はあるが、共通の部分が存在すること確かである。その共通部分は時代が進むとともに拡大していくことを実証的に論じた。

1. はじめに

本論文は現在一般に行われている漢字とその訓読みの対応関係がどのように出来上がったのかを平安時代以降の辞書を資料として考察し、その歴史的変遷を明らかにしたものである。「常用漢字表」(1981)を基準として一般の社会生活で最もよく使われる漢字とその訓読みを取り上げて調査の範囲を設定する。研究方法は、平安時代を中心にして、鎌倉室町時代、江戸時代、明治時代から昭和時代初頭(以下、明治時代以降)まで過去の文献資料と比較しながら「常用漢字表」の漢字とその訓読みについて検討することによって行う。①「常用漢字表」の漢字とその訓読みとの対応関係が平安時代以降においてどうなっているか、②確認できた漢字とその訓読みが各時代において一般的な読み方であったかどうかを中心に考察する。ここで言う一般的な読み方は「定訓」と呼ばれてきたものである。

2. 漢字の定訓

漢字・漢文の訓読が始まった当初、その訓は一つの漢字に対して複数存在し、固定的ではない。なお、訓読の方法が発達するとともに、1義1訓の形に次第に訓が限定されていき、室町時代から江戸時代にかけて訓がかなり固定化される。明治時代以降、特に、戦後になってからは当用漢字の設け¹や本論文で取り扱う「常用漢字表」など様々な漢字政策も行われ、漢字の数はもちろん読み方などもかなり整理される。こうして一つの漢字に対して固定的な読み方が定着し、一般化されるが、ここで言う一般的な読み方は「定訓」と呼ばれてきたものである。漢字の「定訓」について、今まで種々の研究が行われており、本節では定訓に関する先行研究と本論文で取り上げる「常用漢字表」について簡単に述べる。

2.1 定訓に関する先行研究

定訓に関する研究として取りあげられるのは小林(1970)、峰岸(1984a)、峰岸(1984b)、峰岸(1984c)、山田(1971)などである。

小林(1970)では、訓字²という用語を用いて上代における書記用漢字³の訓の体系につい

¹ 当用漢字表(1946)、当用漢字別表(1948)、当用漢字音訓表(1948)、当用漢字字体表(1949)および当用漢字改定音訓表(1973)など一連の法令によって定められた漢字政策全般を指す。

² 訓字とは、訓読の記入に際して、仮名やマコト点とは別に、同訓異字の漢字を使って、「某也」或は「某」と傍記したり欄外に摘記したりするものを指す。この訓字には二つの場合が考えられる。第一は、原漢文

て研究を行っている。平安初期訓点資料⁴を用いて「平安初期訓点資料における読添え用の訓字一覧」を作成し、平安初期の訓点資料における訓字(例: 令(シム)、如(ゴトシ)、申(モウス)、奉(マツル)など)は単に訓読を記入する一つの方式として、訓点の世界で工夫され、その世界に使用されただけではなく、上代から書記用漢字の体系が存在しており、それが平安初期の訓字にも現われているという点については奈良時代の文献を検討することで証明している。訓字の歴史の変遷の研究においては、ほかに小林(1974)と小林(1978)が挙げられるが、前者では、『新撰字鏡』の中の字訓の漢字を割り出し、その字訓の漢字は一字一訓が大多数を占めていることを証明している。また、これらの漢字は字種としては平易なものが多く、その訓も基本的なものが主となっており、一対一のものが多い。

峰岸氏は上代文献の漢字にはすでに「定訓」というものが存在しており、平安時代の文献においてもこの「定訓」は存在しているとする。峰岸(1984a)では、上代文献に使用された漢字について、『古事記』上表文の本文表記に関わる記事などを手掛りに定訓の存在を推定し、峰岸(1984b)は峰岸(1984a)に掲載できなかった、その論述に関わる基本資料の提示を中心に、そこに述べ残したところを補足したものであるが、前半で上代における漢字の定訓についてその語形を根拠となる資料とともに提示し、後半で上代における常用の漢字をその使用例と共に提示することで、上代に使用された漢字において定訓が存在したということを証明した。

また、峰岸(1984c)では、平安時代における漢字の定訓について詳細に記述している。真仮名文・漢字文・漢字仮名交じり文など漢字表記を有する文章における借字表記に注目し、『新撰万葉集』『日本紀竟宴和歌』(平安初期)、『将門記』と古記録(平安中期)から和訓に基づく借字表記を取り出し、分析することで当時期における漢字の定訓の存在を検証している。峰岸(1984c)での漢字の定訓に関する検証は、平安時代における漢字の定訓の存在を証明しただけではなく、三卷本『色葉字類抄』所収各項目の掲出最上位漢字に注目することによって、当代における日常常用の漢字の定訓についてもその全貌を多少知る手掛かりをえることができたのである。例えば、峰岸(1984c)で取り上げている「借」の場合、「借」と「カル・カス・カリ」の関係は常用漢字とその訓の関係と同様であって、これは現在まで残っている。「借」は「常用漢字表」に収録されている漢字であり、それに「かりる」という字訓が定義されている。つまり、「借」に対する「かりる」という訓は平安時代から定着していたわけである。

一方、山田(1971)は、「訓が複数もしくは多数認められる時、その諸訓の中でどんな関係が見られるのか」という主題をめぐって、キリシタン版『落葉集小玉篇』を資料にして漢字の定訓の存在を証明し、「定訓」について次のように述べている。

某一字について、その呼称を考へる時に、直ちに喚起される字訓を、先づ第一にその字の定訓(又はその一つ)に擬することが許されるであらうと考へる。それは又、一般に、漢字の三要素といはれる形音義の、音とならんとすでに、その字固有の呼称となつたものと考へてもよいであらう。しかしながら、その定訓は訓である以上、字義と全く無関係には成立しない。(中略)このやうな意味で、その字を指し示すに援用できて、十分その機能がみとめられるレベルに達してゐる語を、その字の定訓といふことができよう。

の漢字と、その訓を表すために注記された漢字とに対応関係のある場合である(例:「盛」^{入也}「造」^{至也})。第二は、原漢文にはそれに対応する漢字がないが、訓読に当たって、読添えの必要のあるテニヲハ²を、そのテニヲハの訓に当たる漢字で記入する場合である(例「[令] 一未-信者 信、々不-退故(山田本観弥勒上生経贊平安初期朱点)」)。

³ 書記用漢字とは漢字に対する「訓」を背景として、日本語をその漢字によって書記するものの、漢字を用いて日本語として文章を書記したものを指している。具体的には和化漢文・訓仮名に依る万葉仮名表記・宣命体などと述べている。

⁴ 『持人菩薩経』『願経四分律古点』『中観論古点』『東大寺諷誦文』『妙法蓮華経化城喻品古点』など計26点の訓点資料を扱っている。

つまり、「定訓」とはある時代・ある地域で一般的に用いられ、その字にある程度定着されたものである。小林芳規の訓字研究をはじめ、峰岸明の上代文献における借用表記を用いた定訓に関する研究はもちろん山田俊雄の『落葉集』を資料とした研究は全て定訓というものが存在したということを証明している。

2.2 現在の定訓

本研究では「常用漢字表」(1981) 1945字を基準として一般の社会生活で最もよく使われる漢字とその訓読みを取り上げて調査を行っているが、現在はそれを改訂した「常用漢字表」(2010) 2,136字が行われているため、追加されている196字については別に調査を行うことにしている。

1981年、日本内閣訓令告示によって公布された「常用漢字表」はその字種と音訓⁵の選定に当たって「語や文書を書き表すという観点から、現代の国語で使用される字種や音訓の実態に基づいて総合的に判断する」という原則を取っており、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送など、一般の社会生活で用いる場合の効率的で共通性の高い漢字を収めることにしている。しかし、常用漢字表には「遵」「勺」「遁」⁶のようなあまり使われていないものが収録されており、「誰」「奈」「頃」「阪」「岡」⁷のような普段よく使われているものは収録されていない。このような問題が原因で「常用漢字表」の見直しに関する議論が始まり、2010年11月30日、内閣告示第2号によって新しい「常用漢字表」が公布されるが、「改定常用漢字表」の字種選定のために行われた「漢字出現頻度数調査」⁸を用いて「常用漢字表」(1981) 所載の漢字を見てみると、1,945字のうち、60字を除いて他のものは出現頻度数順位が2,500位以内のものである。したがって、漢字数は別にして漢字が常用度の高いものであれば本論文の一般の社会生活でよく使われている漢字を取り上げようとする趣旨に反しない。

そこで、「常用漢字表」(1981)における漢字の音訓状況を分析し、整理すると、1,945字のうち、音読みのみ定義されている漢字が737字、訓読みのみ定義されている漢字が40字、音訓ともに定義されている漢字が1,168字である。本論文では、訓読みの定義されている漢字1,208字を研究対象の候補とし、さらに常用訓の数によって分類すると、複数の常用訓を持つ常用字が445字、一つの常用訓を持つ常用漢字が763字である。漢字とその訓読みとの対応と定着度を見るのが目的であるから、まず常用訓が一つの常用字を検討し、その後常用訓が複数の漢字を検討する。なお、便宜上、「常用漢字表」における漢字は常用字と呼び、それに対応する訓読みは常用訓と呼ぶ。

なお、先行研究においては、主に「訓字」と「定訓」という用語が出てくるが、常用字とそれに対応する常用訓は漢字と訓の関係を示す点においては、訓字や定訓と同様である。従って、本論文では統一して常用字、常用訓という用語を用いることにする。一方、各資料における常用字と常用訓については「常用漢字表」の常用字・常用訓と区別するために、「」を用いて「常用字」「常用訓」と示す。

3. 研究方法と調査資料

⁵ 音訓については、当用漢字音訓表(1948)を原則として受け継ぎ、新しく加わった漢字については、当表にあげたものに準じて新たに音訓を選定した。

⁶ 文化庁の平成18年度世論調査によると、「遵」「勺」「遁」は「よく使われていると思う」「時々使われていると思う」を合わせると3割台半ば、「余り使われていないと思う」「全く使われていないと思う」を合わせると約6割となっている。

⁷ 文化庁の平成18年度世論調査によると、「誰」「奈」「頃」「阪」「岡」は「よく使われていると思う」だけで8~9割である。一方、「余り使われていないと思う」「全く使われていないと思う」を合わせても、1割に満たない。

⁸ この調査は「教育等の様々な要素はいったん外して、日常生活でよく使われている漢字を出現頻度調査の結果によって機械的に選ぶ」という考え方に基づいて実施されている。

従来の定訓に関する研究をまとめてみると大きく三つに分けられる。一つは上代文献を利用した借用表記による定訓の確認であり、もう一つは訓字を用いて漢字とその和訓の関係を証明したものである。最後に取上げられるのは『類聚名義抄』『色葉字類抄』『落葉集』など辞書を利用して定訓の存在を証明している研究である。そのうち、借用表記を利用した研究方法は上代文献に限られ、訓字による研究も訓点資料の膨大さなどを考えると実行するには困難が大きい。そのため本論文では、峰岸(1984)や山田(1971)などの研究成果を踏まえて、各時代の代表的な辞書を取り上げて調査を行うことにする。

平安時代においては『類聚名義抄』『色葉字類抄』の2種類の辞書を取り上げて調査を行い、さらに参考資料として『訓点語彙集成』を取り上げることにする。平安時代以降においては、大きく鎌倉室町時代(中世)、江戸時代(近世)、明治時代以降(近現代)に分けて調査を行い、取り扱う資料は次のとおりである。

室町時代：『節用集』『倭玉篇』『落葉集』

江戸時代：『書言字考節用集』『増続大広益会玉篇大全』『和英語林集成』

明治時代以降：『大言海』『大字典』『和英袖珍新字彙』

これらの辞書は各時代の日本語表記の基準を反映した規範性の高い文献である。言葉の世界で規範性の高いものと言えば辞書が代表的であり、新しい言葉が出現してきてもある程度社会に定着しない限り、辞書には収録されない。逆に言うと辞書に収録されているということはその語が社会的に認知されていることを示している。一方「常用漢字表」は現代の日本語表記の基準として行われる規範そのものである。各時代の実際の日本語表記の実態とは差があると考えられるがまずは規範的文献の内容を整理・分析し、次の段落で通常の文章における「常用字」「常用訓(定訓)」の実態を記述していくのがよいだろう。本論文で辞書を中心に検討するのはこのような理由によるものである。

また、本研究の研究対象となる763字についてはその常用訓を品詞によって分類してから調査し、大きく名詞393語(以下、393字と略。他の品詞も同様。)、動詞293字、形容詞57字、その他20字に分ける。

4. 各時代における常用字と常用訓の対応関係

4.1 平安時代における常用字と常用訓の対応関係

平安時代においては三卷本『色葉字類抄』観智院本『類聚名義抄』及び『訓点語彙集成』を取り上げて調査を行う。『色葉字類抄』と『類聚名義抄』はそれぞれ平安時代の国語辞書と漢和辞書である。『訓点語彙集成』は平安時代の実際の文献における使用例を集めたものであり、平安時代の訓点資料を中心に複数の訓点本における和訓語彙が収集されている。

この三つの資料において確認できる常用字と常用訓(名詞)を示すと【表1】の通りである。「○」は対応あり、「×」は対応なしを示す。

【表1】平安時代の資料における常用字と常用訓の対応(名詞)

分類	色葉字類抄	類聚名義抄	訓点語彙集成	合計
A	○	○	○	270 (68.7%)
B	○	○	×	11 (2.8%)
C	○	×	○	16 (4%)
D	×	○	○	17 (4%)
E	○	×	×	5 (1%)
F	×	○	×	2 (0.5%)
G	×	×	○	25 (6%)
H	×	×	×	47 (12%)
合計	302 (76.8%)	298 (75.8%)	328 (83.5%)	393 (100%)

紙幅の関係上動詞(293字)、形容詞(57字)とその他(20字)については表を取り上げ

ないが、数字を見てみると A 類つまり『色葉字類抄』『類聚名義抄』『訓点語彙集成』全ての資料に収録されているものに属するのがそれぞれ動詞 182 字、形容詞 39 字 (68.4%)、その他 7 字 (35.0%) である。

以上から分かるように、名詞の場合は 68.7%、動詞の場合は 62.1%、形容詞の場合は 68.4%、その他の場合は 35.0%がすべての資料において確認できる。その他を除いて品詞別の差はあまり見られず、どちらも 6 割を超えている。すなわち、全 763 字のうち、498 字 (65.3%) は『色葉字類抄』『類聚名義抄』『訓点語彙集成』全ての資料に収録されている。そこで、各資料における常用字と常用訓の対応を見てみると、『色葉字類抄』が 74.7%、『類聚名義抄』が 74.1%、『訓点語彙集成』が 81.0%を占めている。これは大多数の常用字と常用訓において、平安時代から現在に至るまでその対応関係に変化が生じてないことを示している。

なお、ここで問題となるのはこれらの常用字と常用訓が平安時代においても一般的なものであったかどうかという点である。この問題を解決するために、本研究では研究資料として取り上げている『色葉字類抄』『類聚名義抄』『訓点語彙集成』における「常用字」と「常用訓」を確認し、両者を比較している。『色葉字類抄』『類聚名義抄』『訓点語彙集成』における「常用字」と「常用訓」の判断は次のように行う。『色葉字類抄』は漢字に対する合点の有無と配列順位、『類聚名義抄』は和訓に対する声点の有無と配列順位、『訓点語彙集成』はその用例漢字と用例数を分析する。この方法により、各資料における「常用字」と「常用訓」(定訓と考えられるもの)を確認する。これは芮 (2011) によって発表されたものであり、その結果によると「Ⅰ. 常用字が『訓点語彙集』で用例数の一番多い用例漢字である。Ⅱ. 常用訓の『類聚名義抄』での掲出順位が最上位である。Ⅲ. 常用字の『色葉字類抄』での掲出順位が最上位である。」という三つの条件を全部満たすものは、A の分類に属する 270 字のうち、174 (64.4%) 字である。これら 174 字は平安時代において常用字と常用訓が安定した対応関係を成していたと判断してよいであろう。一方、三つの条件のうち、二つを満たしているのは 79 字、一つを満たしているのは 12 字、三つとも満たしていないのは 5 字である。また、各資料における常用字と常用訓の対応を見てみると『色葉字類抄』が 76.8%、『類聚名義抄』が 75.8%、『訓点語彙集成』が 83.5%を占めている。この結果は常用字とその常用訓の対応関係が平安時代から定着していたことを示している。

4.2 室町時代における常用字と常用訓の対応関係

室町時代においても平安時代と同じく国語辞典の一種である『節用集』と漢和辞典『倭玉篇』及び参考として漢字辞典『落葉集』の三つの資料を取り扱う。まず、この三つの資料において確認できる常用字と常用訓がどれくらいあるかを確認するが、調査対象は名詞の常用訓とそれに対応する常用字を取り上げて分析を行う。調査対象を名詞に限定したのは、名詞には活用形がなく判定が容易であるからである。また、古辞書には名詞が優先的に登載される。それに、すでに述べたように「常用漢字表」所載の常用訓が一つの漢字には同訓異字のものがああり、名詞 (6.4%) と比べて動詞 (14.0%) と形容詞 (12.3%) はその数が多い。従って、同訓異字の影響が少ない名詞から調査を行うことにする。本論文での品詞分類によると調査対象となる名詞の常用字・常用訓は計 393 字であり、その結果を示すと【表 2】のとおりである。

【表 2】室町時代における常用字と常用訓の対応

節用集	倭玉篇	落葉集	合計
○	○	○	263 (66.9%)
○	○	×	35 (8.9%)
○	×	○	5 (1.3%)
×	○	○	24 (6.1%)
○	×	×	5 (1.3%)

×	○	×	7 (1.8%)
×	×	○	11 (2.8%)
×	×	×	43 (10.9%)
308 (78.3%)	328 (83.5%)	303 (77.1%)	393 (100%)

【表2】から分かるように393字のうち263字(66.9%)は常用字と常用訓との対応が三資料に確認できるものである。これは『節用集』(易林本)のみ用いた場合の数字で他の写刊本も使って調べると三資料すべて確認できるのは277字(70.5%)になる。『節用集』諸本の総計は308字(78.3%)が325(82.7%)となる。

なお、ここで説明したいのは、『節用集』において本論文では易林本を取り上げているが、平安時代の資料とは異なって『倭玉篇』『節用集』『落葉集』の三つの資料においては『落葉集』以外、各資料における「常用字」と「常用訓」を判定する先行研究はない。キリシタン『落葉集』に関する研究としては先行研究で紹介した山田(1971)が取り上げられるが、それによると『落葉集』に収録されている単字の右側もしくは左側に位置する訓は、いわゆる定訓(標準的な訓)として示されている。つまり、漢字の左右に示されている訓は『落葉集』における「常用訓」であり、訓の位置からそれが「常用訓」であるかどうかを判断することができる。

そこで、『落葉集』の「常用字・常用訓」264字と『節用集』『倭玉篇』を比べてみると、共通しているものは237字(89.7%)であり、名詞全体の(393字)60.1%を占めている。これに比べて平安時代において「常用字」「常用訓」と思われるものは174字であり、名詞全体の約44.3%を占めているにすぎない。そこで、平安時代における調査において「常用字」「常用訓」と思われるもの174字と『落葉集』における「常用字」「常用訓」の264字を比較してみると一致しているものは計139字あり、平安時代の「常用字」「常用訓」の79.9%を占めている。これは、平安時代において「常用字」「常用訓」であったものが室町時代においてもその対応関係は変わらず非常に安定しているということを示している。

4.3 江戸時代における常用字と常用訓の対応関係

江戸時代においては『書言字考節用集』『増続大広益会玉篇大全』『和英語林集成』を扱っているが、『書言字考節用集』は、1717年に刊行された分類体辞書であり、イロハ順に配列されており、その部門は『節用集』(易林本)に大きく影響されている。『増続大広益会玉篇大全』は毛利貞斎が中国南北朝の『玉篇』を校正・増補した漢和辞典である。『和英語林集成』(*A Japanese-English and English-Japanese dictionary*)は、19世紀後半にジェームス・カーティス・ヘボン(*James Curtis Hepburn*)が収集した日常語を中心に編纂した日本最初の和英、英和辞典である。その結果は【表3】のとおりである。

【表3】江戸時代の資料における常用字・常用訓の対応

書言字考節用集	増続大広益会玉篇大全	和英語林集成	合計
○	○	○	297 (75.6%)
○	○	×	14 (3.6%)
○	×	○	19 (4.8%)
×	○	○	10 (2.5%)
○	×	×	8 (2.0%)
×	○	×	4 (1.0%)
×	×	○	21 (5.3%)
×	×	×	20 (5.1%)
338 (86.0%)	325 (82.6%)	347 (88.3%)	393 (100%)

近世においても確認できる常用字・常用訓はその数が多く、393字のうち297字(75.6%)

であり、平安時代の272字(69.2%)と中世の263字(66.9%)を上回っている。なお、平安時代に比べて中世においてその数字があまり変わっていないのは『訓点語彙集成』と『落葉集』の資料の性格が異なっているのが原因であろう。仮に、『訓点語彙集成』と『落葉集』を除いて、国語辞書と漢和辞書による結果をみると、『色葉字類抄』と『類聚名義抄』の共通の常用字・常用訓は393字のうち280字(71.2%)であり、『節用集』と『倭玉篇』の共通の常用字・常用訓は293字(74.6%)である。『書言字考節用集』と『増続大広益会玉篇大全』の共通の常用字・常用訓は311字(79.1%)であり、その数字は徐々に上がっている。さらに、平安時代から江戸時代までの九つの資料における共通の常用字・常用訓をみると393字のうち208字(52.9%)が一致している。

4.4 明治時代以降における常用字と常用訓の対応関係

明治以降においては常用字と常用訓の対応が前の時代より遥かに上回っていくことが予想されるが、その結果は【表4】のとおりである。

【表4】明治時代以降における常用字・常用訓の対応

大言海	大字典	和英袖珍新字彙	合計
○	○	○	346 (88.0%)
○	○	×	22 (5.6%)
○	×	○	3 (0.7%)
×	○	○	4 (1.0%)
○	×	×	4 (1.0%)
×	○	×	10 (2.5%)
×	×	○	1 (0.2%)
×	×	×	3 (0.7%)
375 (95.4%)	382 (97.2%)	354 (90.1%)	393 (100%)

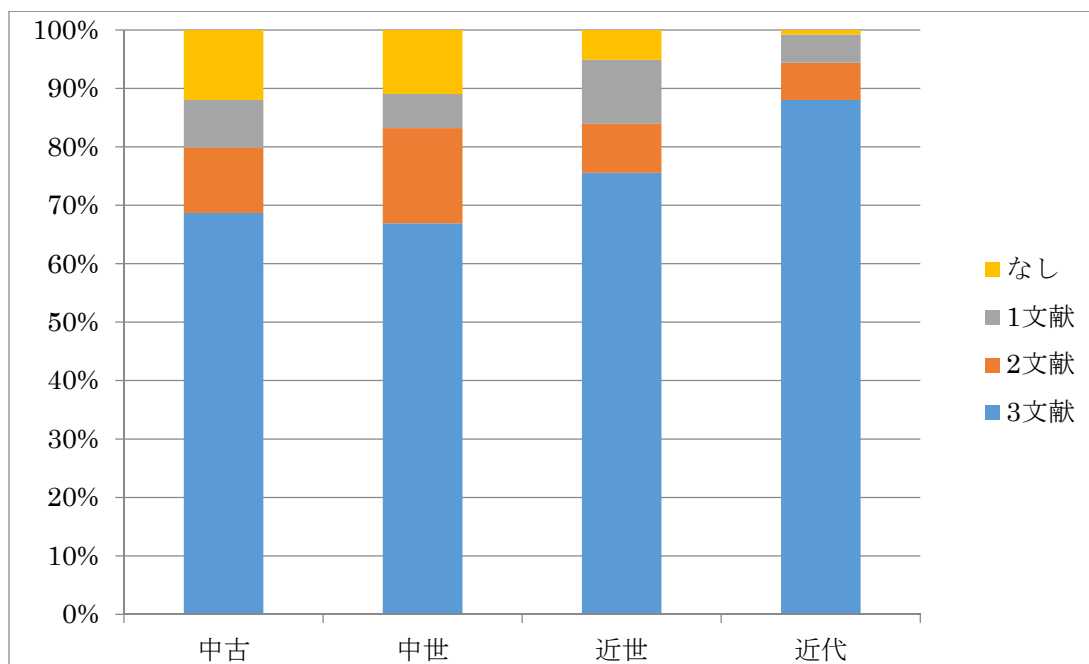
表【4】から分かるように近代においては常用字と常用訓の対応の割合は非常に高い。三つの資料に共通しているのが346字で全体の9割近くの比率を占めている。各資料においてもそれぞれ『大言海』が95.4%、『大字典』が97.2%、『和英袖珍新字彙』が90.1%を占めており、対応していないのは約1割程度のものである。そのうち、『和英袖珍新字彙』のみで対応を成していない常用字と常用訓の数(22字)が他に比べて少し多い。これは、国語・漢和辞書に比べて和英辞書に収録されている語彙の数が少ないからである。

5. 常用字と常用訓の対応関係の歴史的変遷

本研究の調査範囲である常用字・常用訓(名詞)393字について平安時代の三つの資料において全部確認できるのは272字であり、室町時代においては393字のうち、263字である。江戸時代と明治時代においてはそれぞれ294字と346字がその時代の全ての資料において確認でき、208字が12点の資料において対応関係を認めることができる。一方、確認できなかった常用字と常用訓について見ると平安時代は47字、室町時代は43字、江戸時代は15字、明治時代以降は3字である。これは、平安時代において安定していなかった常用字と常用訓が室町時代からはますます安定するようになったということを証明していると理解できる。そこで、平安時代から明治までの調査結果を示すと【図1】のようになる。例えば3文献は各時代について三つの文献に出てくることを示す。

時代	3文献	2文献	1文献	なし	計
中古	270	44	32	47	393
中世	263	64	23	43	393
近世	297	33	43	20	393

近代	346	25	19	3	393
時代	3 文献	2 文献	1 文献	なし	計
中古	68.7%	11.2%	8.1%	12.0%	100.0%
中世	66.9%	16.3%	5.9%	10.9%	100.0%
近世	75.6%	8.4%	10.9%	5.1%	100.0%
近代	88.0%	6.4%	4.8%	0.8%	100.0%



【図1】 中古から近代までの常用字と常用訓の対応関係の変遷

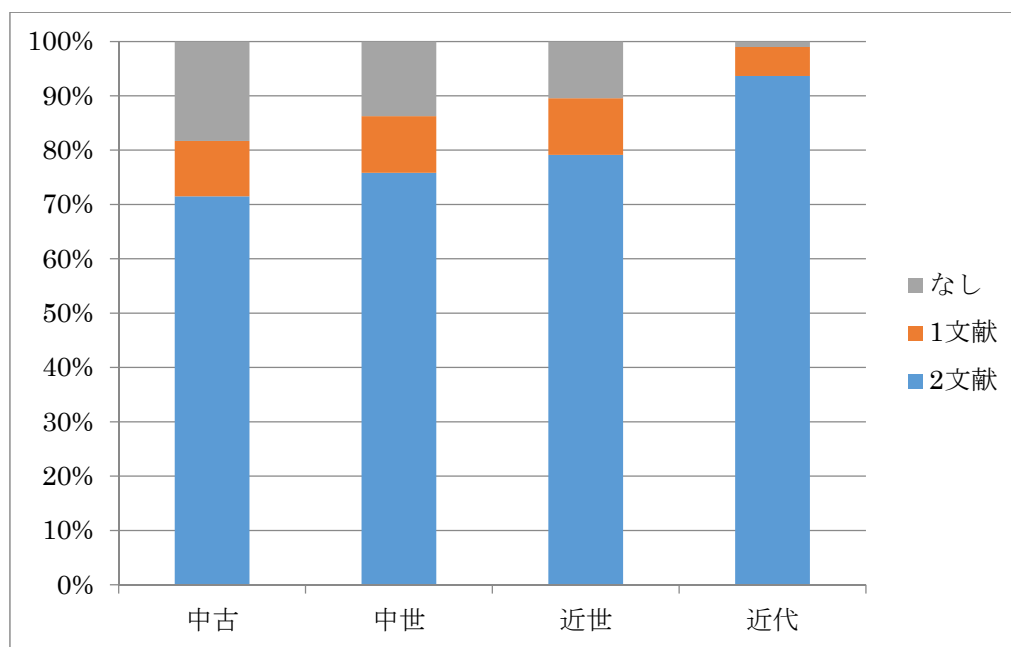
【図1】から分かるように中古より中世の常用字と常用訓が対応する比率が低い。これはおそらく『訓点語彙集成』と『落葉集』の性格が異なっているからである。すでに紹介したように膨大な訓点資料の和訓語彙を集めた『訓点語彙集成』に対して、『落葉集』は先達が用いた文字と言葉の今に残存しているものを広く収集したものである。「今に残存しているもの」という内容からも分かるように『訓点語彙集成』に比べて『落葉集』に収録されている語彙が少ないのは明らかである⁹。また、見出し語に対応する漢字の数も大きく異なる¹⁰。そこで、各時代の国語辞書と漢和辞書による結果を示すと【図2】のようになる。

時代	2 文献	1 文献	なし	計
中古	281	40	72	393
中世	298	41	54	393
近世	311	41	41	393
近代	368	21	4	393
時代	2 文献	1 文献	なし	計
中古	71.5%	10.2%	18.3%	100.0%

⁹ 名詞の常用訓・常用字 393 字のうち、『訓点語彙集成』において確認できたが『落葉集』において確認できなかったものは 47 字であり、『訓点語彙集成』においては確認できなかったが、『落葉集』において確認できたものは 21 字である。なお、この 21 字のうち 10 字は平安時代において確認できなかったものである。

¹⁰ 「盾／たて」の場合『落葉集』においては「楯／たて」の対応関係であるが、『訓点語彙集成』においては「たて／楯 14・干 6・盾 3……」の対応関係である。

中世	75.8%	10.4%	13.7%	100.0%
近世	79.1%	10.4%	10.4%	100.0%
近代	93.6%	5.3%	1.0%	100.0%



【図4】国語・漢和辞書による常用字・常用訓の対応関係の変遷

【図4】から分かるように時代が進んでいくとともに対応関係を成す常用字とその常用訓の数は多くなる。対応関係だけではなくその定着度もますます高くなっている。平安時代の「常用字・常用訓」と思われるものが174字であるに対して、室町時代は244字である。対応している漢字とその訓の数に差が見られなくても定着度は大きく異なっている。

6. おわりに

本研究では、現代日本語における漢字とその訓読みとの対応関係について、平安時代、室町時代、江戸時代、明治時代以降の資料を三つずつ取り上げて分析した。現代日本語における漢字とその訓読みの対応は、「常用漢字表」(1981)所載の漢字の常用訓が一つのもの(763字/語)とし、その考察内容をまとめると、次のようになる。

- (1) 平安時代においては、名詞393字、動詞293字、形容詞57字、その他20字に分けて調査したところ、名詞68.7%、動詞62.1%、形容詞68.4%、その他35.0%という結果を得た。これによって、「常用漢字表」(1981)の常用字と常用訓との対応が見られるものが多いことが明らかになった(その他20字はもともと例が少ないので除外)。平安時代における定着度が高いと判定される「常用字」「常用訓(定訓)」との対応を見ると、四割以上(名詞44%、動詞52.7%、形容詞46.2%)が一致していることが明らかになった。
- (2) 室町時代においては、「常用漢字表」(1981)の常用字と常用訓(名詞のみ)の対応関係が確認できるものは、6割以上(393字中263字、66.9%)を占め、平安時代と比べてあまり変化していない。次に室町資料における「常用字」「常用訓(定訓)」と思われるものは平安時代より多く、237字であり、名詞全体の(393字)60.1%を占めている。平安時代より室町時代のほうが常用字と常用訓の対応関係が定着・安定している。
- (3) 江戸時代以降になると、常用字と常用訓が対応しているものが大多数であり、88.0%を占める。また、室町時代の「常用字」「常用訓(定訓)」と思われる237字のうち、224字は江戸時代以降の六つの資料にてその対応関係が見られる。このような結果は、

漢字とその訓読みの対応関係は平安時代から変化していないものが多く、それが定着するようになるのは主に室町時代以降であるということを示している。

このように漢字とその訓読みとの対応関係の全体像を把握するため、本論文では各時代の資料を三つずつ取り上げて調査を行った。今まで『色葉字類抄』や『類聚名義抄』などの資料を用いて「定訓」の存在を考察した研究はあったが、三つの資料を同時に用いて常用字と常用訓との対応関係を考察したものはない。なお、資料の性格差による相違や資料ごとの分析については言及しなかったため、検討において不十分などところがある。しかし、平安時代、室町時代、江戸時代、明治時代以降において、それぞれ常用字と常用訓というものがあつて、時代の流れによって多少その範囲は異なってくるが、共通の部分が存在することは確かである。

文 献

- 小林芳規 (1970) 「上代における書記用漢字の訓の体系」『国語と国文学』47-10 東京大学国語国文学会 pp. 50-80
- 小林芳規 (1974) 「新撰字鏡における和訓表記の漢字について—字訓史研究の一作業」『文学』42-6 岩波書店 pp. 80-99
- 小林芳規 (1978) 「漢字とその訓との対応及び変遷についての一考察」『国語学』112 武蔵野書院 pp. 11-28
- 小松英雄 (1963) 「語調資料としての類聚名義抄—図書寮本および観智院本にみえる和訓の声点の均質性の検討—」『国文学漢文学論業』9 東京教育大学文学部 pp. 1-37
- 小松英雄 (1966) 「声点の分布とその機能 (1) —前田家蔵三卷本『色葉字類抄』における差声訓の分布の分析—」『国語国文』35-7 京都帝国大学国文学会 pp. 1-34
- 芮真慧 (2011) 「平安時代における常用字と常用訓」『国語国文研究』139 北海道大学国語国文学会 pp. 70-80
- 船城俊太郎 (1976) 「三卷本色葉字類抄につけられた朱の合点について」『二松学舎大学論集』51 二松学舎大学論集 pp. 59-89
- 船城俊太郎 (2011) 『院政時代文章様式史論考』勉誠出版
- 峰岸明 (1971) 「今昔物語集における漢字の用法に関する一試論[一]—副詞の漢字表記を中心に—」『国語学』85 国語学会 pp. 18-35
- 峰岸明 (1984a) 「上代における漢字の定訓について」『横浜国大國語研究』2 横浜国立大学国語国文学会 pp. 1-13
- 峰岸明 (1984b) 「上代漢字の定訓考証:『万葉集』を資料として」『横浜国立大学人文紀要 第二類 語学・文学』31 横浜国立大学教育学部 pp. 85-106
- 峰岸明 (1984c) 「平安時代における漢字の定訓について」『国語と国文学』61 東京大学国語国文学会 pp. 44-60
- 宮澤俊雅 (1992) 「図書寮本類聚名義抄の注文の配列について」『小林芳規博士退官記念国語学論集』汲古書院
- 山田俊雄 (1971) 「漢字の定訓についての試論:キリシタン版落葉集小玉篇を資料として」『成城国文学論集』4 成城大学大学院文学研究科 pp. 1-256

調査資料

- イーストレーキ・神田乃武 (1891) 『和英袖珍新字彙』三省堂
- 上田万年・岡田正之[ほか] (1917) 『大字典』啓成社
- 大槻文彦 (1932-1935) 『大言海』富山房
- J. Cヘボン著・飛田良文・李漢燮編集 (2001) 『和英語林集成:初版・再版・三版対象総索引』港の人
- 築島裕 (2007) 『訓点語彙集成』(第一巻、第二巻、第三巻) 汲古書院
- 築島裕 (2008) 『訓点語彙集成』(第四巻、第五巻、第六巻) 汲古書院
- 築島裕 (2009) 『訓点語彙集成』(第七巻、第八巻、別巻) 汲古書院
- 中田祝夫・峰岸明 (1964) 『色葉字類抄—研究及び索引本文索引篇』風間書房
- 中田祝夫 (1968) 『古本節用集六種研究並びに総合索引』風間書房
- 中田祝夫・小林洋一郎 (1973) 『書言字考節用集研究並びに索引』風間書房
- 中田祝夫・北恭昭編纂 (1976) 『倭玉篇研究並びに索引』風間書房
- 福島邦道解説 (1973) 『キリシタン版落葉集』勉誠社
- 正宗敦夫 (1962) 『類聚名義抄』風間書房
- 毛利貞斎 (1692) 『増続大広益会玉篇大全』京都・沢村昌益